

# 池子住宅地区及び海軍補助施設内の一部土地 の共同使用にかかる土地利用検討報告書

池子住宅地区及び海軍補助施設内の一部土地の共同使用にか  
かる土地利用検討プロジェクトチーム

2011年2月8日

## 目 次

1 報告書作成の目的	1
2 会議の経過	1
3 土地の概要	2
4 土地に係る経緯	4
5 土地利用の視点	5
(1) 自然環境を活かした利用	
(2) 既存施設の利用	
(3) その他の利用	
(4) 土地利用ゾーン図	
6 土地利用案	8
(1) 土地利用施設概要	
(2) 施設整備図	
7 チーム構成員	11
資料	12
1 会議概要	
2 プロジェクトチームの設置及び運用に関する要領	
3 日米合同委員会合意概要	
4 公園整備の種類・補助対象施設（国土交通省関係）	
5 川崎市子ども夢パーク概要	

## 1 報告書作成の目的

2010年9月30日、日米合同委員会において、池子住宅地区及び海軍補助施設内の一部土地約40ヘクタールの共同使用が合意された。逗子市では以前より、一部土地の返還要請を防衛省、在日米海軍に行ってきたところ、2009年7月に防衛省が、横浜市域への住宅建設と返還の問題の一括解決のため、約40ヘクタールの土地の返還を市に示したが、市は返還と建設は別の問題として、あくまで返還を求めた経緯がある。そうした経緯を踏まえて、今回、日米間での共同使用の合意がされたものである。日米合意では、約40ヘクタールの土地の返還には、時間を要することから、返還協議は継続して進め、返還までの間、共同使用とすることとなった。なお、管理形態、米側の使用方法等、使用にあたっての詳細な事柄は、今後、日米間で改めて協議することとされている。

プロジェクトチームの検討においては、公園を前提とした共同使用の具体化にあたって、市民の利用及び池子住宅地区住民の利用を考慮するとともに、土地利用の方向性を示し、南関東防衛局へ提出する共同使用のための申請（一時使用等申請書）に添付する土地利用の案とするため、庁内の関係部署が参加し作成したものである。土地利用の基本は、「池子の森」が逗子市民にとってかけがえのない財産であるとの全市的な思いをもって、既存の運動施設、樹林地、管理された平坦地など、現状を極力活かした公園とすることで、数十年にわたり人の手が入らない樹林地の保存や一部を体験すること、400mトラックをはじめとする既存の運動施設の利用などについて、検討したものである。

今後の日米間の協議においては、池子住宅地区に在住している米軍家族の利用方法や米軍が設置した施設などの取扱い、使用にあたっての管理形態（市による管理）、また、当該土地が財務省所管の土地であることから使用料の取扱い等々の課題があり、これらの解決に向け、今後なされる共同使用の申請後に、市として関係機関との協議を進めていくことになるが、本報告書がその際の市の基本的な考え方を示すものになると考える。

いずれにせよ、約40ヘクタールの土地の共同使用は、一部ではあるが、市民が自由に池子の森に触れられる空間を共有できることとなり、逗子市民の長年の願いであった、返還に繋がるものと思われる。さらに市民にとってかけがえのない財産として、また、公園として整備、活用を進めることが、市民にとって池子の歴史を後の世代に伝える意味を持つものと考えられる。

## 2 会議の経過

第1回会議 2010年（平成22年）10月13日（水）

- ・チーム設置の目的、共同使用、約40ヘクタールの土地の現状、検討スケジュール等を確認

- 第2回会議 10月22日(金)  
・約40ヘクタール土地の視察
- 第3回会議 10月27日(水)  
・川崎市子ども夢パークの視察
- 第4回会議 11月30日(火)  
・公園整備にあたり施設、整備の考え方等について検討
- 第5回会議 12月15日(水)  
・土地利用方針、施設の配置等について検討
- 第6回会議 2011年(平成23年)2月8日  
・報告書提出

### 3 土地の概要

(1) 所在地 逗子市池子、久木



## (2) 立地概要

共同使用地は、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の西側に位置し、逗葉地域医療センターへの進入路を含んで、正面ゲートから久木地区までの一帯となっている。現状は、運動施設、キャンプ場といったレクリエーション施設などが整備されているほか、久木地区には池や小川に沿って良く管理された芝生の広場、キャンプ場などがあり、憩いの場として利用されている。芝生が広がる広場の東西には標高 50～60m の雑木林が広がる丘陵地となっており、遊歩道も整備されている。この雑木林は、日本海軍に接收される昭和 12 年頃までは、人の手が入ったいわゆる里山林であり、接收後 70 年以上の間全く放置された状態となっている。人の関与が長期間ないことから、逗子市に留まらず首都圏においても貴重な樹林となっている。

また、久木地区は、久木中・小学校共同運動場及び久木大池公園に接していることから、それらと一体となった利用も考慮する必要がある。さらに、一部が緊急時の広域避難場所としての指定もされており、整備の際にはそうしたことも加味する必要がある。なお、当該土地の北側に接して、米軍の倉庫、資材置き場があるため、米軍の車両の通行を確保する必要がある。

## (3) 既存施設

### 運動施設

- ・400mトラック（6 コース）及びサッカー場（兼調整池）
- ・野球場 2 面（大、小）、テニスコート 3 面

### 管理棟（鉄筋コンクリート造、3 階建、延床面積約 700 m<sup>2</sup>）

- ・本来は運動施設を管理するための施設として整備
- ・2 階及び 3 階が池子遺跡群資料館、1 階はスポーツジム
- ・専用駐車場（3 台）、トイレ（外部から利用可能）

### シロウリガイ展示施設（上屋約 40 m<sup>2</sup>）

- ・住宅地西側丘陵において、住宅建設に伴う環境調査の際に発見され、野外に展示（約 440 万年前の二枚貝化石）
- ・テニスコートの西側に隣接（遊歩道入口脇）

### キャンプ場（5 か所）

- ・弾薬貯蔵倉庫跡地をキャンプサイトに利用

### 駐車場

- ・運動施設に沿って約 100 台
- ・久木トンネル西側にスクールバス（11 台）用

### トイレ

- ・400 メートルトラック脇

## インフラ

- ・久木側（キャンプ場周辺）には電気、水道、下水道は未整備

### 4 土地に係る経緯

- 1925年（昭和20年） 9月 連合軍が弾薬庫を接收管理
- 1966年（昭和41年） 6月 市議会が体育協会の請願「池子米軍接收地内に市民総合グラウンドを都市公園法に基づく運動公園として設置」を採択
- 1972年（昭和47年） 12月 管理事務所区域が第一運動公園用地として返還
- 1978年（昭和53年） 5月 逗子葉山国営自然大公園誘致促進協議会が発足
- 8月 市議会が池子弹薬庫即時全面返還と跡地に国営自然公園設置を要望する意見書を可決し政府へ送付
- 10月 マイクロ通信施設の返還、第一運動公園の拡張及び道路整備
- 1983年（昭和58年） 7月 防衛施設庁が池子は米軍住宅建設の適地と通告
- 1984年（昭和59年） 6月 33項目の条件を付けて建設受け入れを回答
- 国営自然大公園の実現、市への管理委託によるスポーツレクリエーション施設の建設などを要望
- 1998年（平成10年） 3月 横浜防衛施設局からの16項目条件への回答が提示
- ・医療機関の建設と用地確保の提示
  - ・西側運動施設の市民利用は有償での共同使用（2-4-a）
  - ・久木、池子地区公民館の建設と用地確保の提示
  - ・文化財等の保管、展示施設の確保は、運動施設管理棟の2、3階を共同使用（2-4-a）
- 10月 逗葉地域医療センター進入路の共同使用申請書を横浜防衛施設局へ提出
- 12月 横須賀基地司令部との間で「逗子市民と池子住宅地区住民との友好関係の向上に関する共同声明文」を締結し、運動施設や資料館の使用を合意
- 1999年（平成11年） 9月 池子遺跡群資料館の開館
- 10月 400mトラックを除いた運動施設の市民利用開始
- 2000年（平成12年） 1月 400mトラックの市民利用開始
- 2001年（平成13年） 3月 逗葉地域医療センター進入路共同使用に関する許可
- 9月 米国同時多発テロにより池子遺跡群資料館入場及び交流事業中止
- 2002年（平成14年） 5月 西側運動施設での月2回の交流が再開、池子遺跡群資料館

- 月 2 回の開館再開
- 5 月 逗葉地域医療センター進入路の返還申請を横浜防衛施設局及び関東財務局へ提出し受理
- 2008 年（平成 20 年） 4 月 病院用地及び久木公民館用地を緑地公園用地へと利用方針変更
- 5 月 南関東防衛局へ緑地公園への土地利用方針変更を説明し返還要請
- 11 月 緑地公園基本構想を南関東防衛局へ提示し返還要請
- 2009 年（平成 21 年） 7 月 南関東防衛局が約 40 ヘクタールの土地の返還と住宅建設等の一括解決を提示、市は別問題として返還要請
- 2010 年（平成 22 年） 3 月 返還に関する 3 項目の要望を付して南関東防衛局長へ返還要請
- 7 月 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第 4 回施設調整部会（日米合同委員会下部機関）において約 40 ヘクタールの返還について協議
- 8 月 第 5 回施設調整部会において、約 40 ヘクタールの土地の返還までの間、共同使用とすることで日米の認識が一致
- 9 月 日米合同委員会において、約 40 ヘクタールの共同使用が合意
- 10 月 南関東防衛局長へ、無償での共同使用及び境界へのフェンス設置の要請文を提出

## 5 土地利用の視点

### （1）自然環境を活かした利用

久木地区には、70 年以上人の手が全く入っていない樹林が広がり、首都圏における貴重な緑地の一つになっている。昭和 10 年代初めに日本海軍が弾薬庫として接收するまでは、谷部には集落があり、農耕とともに周囲の丘陵を里山林として活用していたことから、薪炭林としてコナラやミズキ、用材としてスギやヒノキなどが植えられ、適正な手入れがされていた。接收以降は、樹林地は放置され、谷部の平坦地部分には弾薬貯蔵のための施設が建てられていた。終戦後も米軍により弾薬庫として使用されていたが、米軍家族住宅が建設された以降は、米軍家族のためのレクリエーションの場として整備され現在に至っている。樹林地については、これまで本格的な環境調査が行われていないため、本来は、動植物をはじめとした詳細な調査を行い、その結果に基づいて最適な保全や利用方法を検討すべきと考えるが、米軍との共同使用が合意されており、使用に際しては米側との間で

使用形態について協議を行い、米軍の使用及び市民の早期の利用を具体化させることが当面の課題となっており、そのため、現在の環境に影響を与えないよう、樹林地をはじめとする緑地や水域の現状を活かした公園として市民が憩えるような空間とすることを利用の基本的な考え方とした。

また、北側で久木大池公園と接していることから、一体となった利用も考慮する必要がある。なお、一部尾根には既設の遊歩道があることから、公園内を散策し「池子の森」を体感、観察することも考慮し、樹林地内には最小限の遊歩道の整備も考えられる。

水域については、久木側の谷部の中央に池と、そこから流れる小川が存在している。里山と一体となった水辺環境と言えるものなので、安全性を考慮しつつ、自然に近い水辺の環境として保全活用が望まれる。

## (2) 既存施設の利用

運動施設については、市民が米軍弾薬庫時代から第二運動公園として返還と整備を国へ要望していたものであり、その経緯を踏まえ、昭和 59 年に市が米軍家族住宅の受け入れの条件の一つとして、運動施設の整備と市民の自由な使用を要望した結果、造られたものである。そうした経緯を踏まえ、既存の 400mトラック、野球場、テニスコートは市の管理の下、米軍家族との共同の使用を進めることが最良と考える。これらの施設は、現在、日米の交流事業として、米側の許可を受けて多くの市民が、陸上競技、サッカー、野球、テニスなどを行っている。また、400mトラックを使用して、一般の入門を認めた「フレンドシップデー」の開催など、1年を通して米側のイベントが行われており、共同使用にあたってはこうしたことも踏まえておく必要がある。いずれにせよ、市民が入門の際のチェックを受けずに施設を利用することを多くの市民が望んでいることを考慮し、市の管理による施設利用が可能となるよう国、米軍との協議を進めるべきと考える。

## (3) その他の利用

久木地区の一部が緊急時の広域避難場所として指定されており、公園整備の際には避難場所としての利用に支障を及ぼすことのないよう配慮する必要がある。また、当該土地の北側に接する共同使用区域外に米軍の倉庫、資材置き場があるため、米軍の車両の通行がある。さらには、運動施設、キャンプ場は米軍家族が日常に使用している施設であることから、共同使用後も米軍の使用が要件として出されるものと考えられる。

## (4) 土地利用ゾーン図

7 ページに掲載





## 6 土地利用案

### (1) 土地利用施設概要

公園施設としての整備にあたり、現状を活かすことを基本にするとともに、市民の野外での活動の場の整備、さらには、共同使用に際して、米軍家族がこれまで、レクリエーション施設として利用してきたことも考慮すべきと考える。具体的な施設の整備を検討する際には、こうしたことも踏まえ、現状の改変を抑えつつも必要最低限の施設整備について、市民意見や米軍との協議、庁内での検討などを踏まえ、最適な施設の整備を行うべきと考える。

#### ①運動施設

既存の運動施設を維持管理し市民利用を進める。現在は、米軍との親善交流の場として、陸上競技、サッカーなどが行われており、共同使用においても同様の利用を行う。なお、米軍家族も使用していることから、具体的な管理、使用法等について米側との調整が必要である。

#### ②池子遺跡群資料館（公園管理棟）

現在、2階と3階を池子住宅地から出土した埋蔵文化財の展示と収蔵のために使用し、1階は米軍用のスポーツジムとなっている。当該施設は、運動施設の管理棟及び埋蔵文化財出土品の資料館として市が要望し建設された経緯があり、共同使用の際には、公園の管理事務所及び文化財の展示施設としての使用が適切と考える。なお、北側に隣接する土地は、池子公民館用地として国から示されているが、文化財の収蔵や集会室などを備えた施設用地としての利用が考えられる。

#### ③公共施設

市には以前、蘆花記念公園内に野外活動センターを設けていたが、使用が不能となったため、それに代わる施設の整備も考慮する必要があると思われる。さらに、地域活動のための集会施設など数種の施設について市民から要望があることから、当該地内にこれらの施設の候補地として示す。

#### ④子ども遊び広場（プレイパーク）

子どものための広場づくりでは、自然環境の中での遊びを通して、仲間との遊びや共同作業などを自由な発想で行うことにより、自主性、コミュニケーション能力、忍耐力、判断力等を培う場とすることが大切とされている。現状の環境を活用し、子どもたちが地域の中で自ら育つ環境づくりのための空間とする。

#### ⑤ドッグラン

市内で不足している、ペットの遊び場として活用するもの。

## ⑥～⑪キャンプ場

米軍のレクリエーション施設として、弾薬倉庫跡地を利用して設置したものである。5か所あり、斜面地の裾野に、小さな谷を利用して20～30m四方の芝地にテントが張れるようなキャンプ場が整備されている。共同使用後もキャンプ場としての使用が最適と考えられる。なお、最も広いキャンプ場は、奥行きが100m以上あり、スポーツ等、キャンプ以外の使用の可能性も考えられることから、市民の要望も踏まえ利用方法をさらに検討することも必要である。

## ⑦広場

芝生の中に樹木が散在する平坦地となっている。谷は南向きに開けていることから、明るく、散策や憩いの場として最適な空間と言える。現状での利用が最善と考えられるが、現状の維持には不断の維持管理作業と、利用する市民の環境維持への配慮が必要になると思われる。

## ⑫遊歩道

丘陵地には、既に尾根に沿って遊歩道が整備されており、米軍がレクリエーションの一环として利用している。なお、湿潤な低地では遊歩道の一部が木道となっており、共同使用となった場合には、それらの維持管理が必要となる。

## ⑬樹林地

約40ヘクタールの土地を大きく占める斜面地には、コナラが主となった雑木林となっており、70年にも及ぶ間、人の手をつけられていないいわゆる「池子の森」が広がっている。放置された二次林ではあるが、首都圏に存在する貴重な緑地の一部を占めている。自然観察や憩いの場としての活用が考えられるが、それとともに、貴重な緑地として適切な保全が図られる必要がある。

## ⑭水域

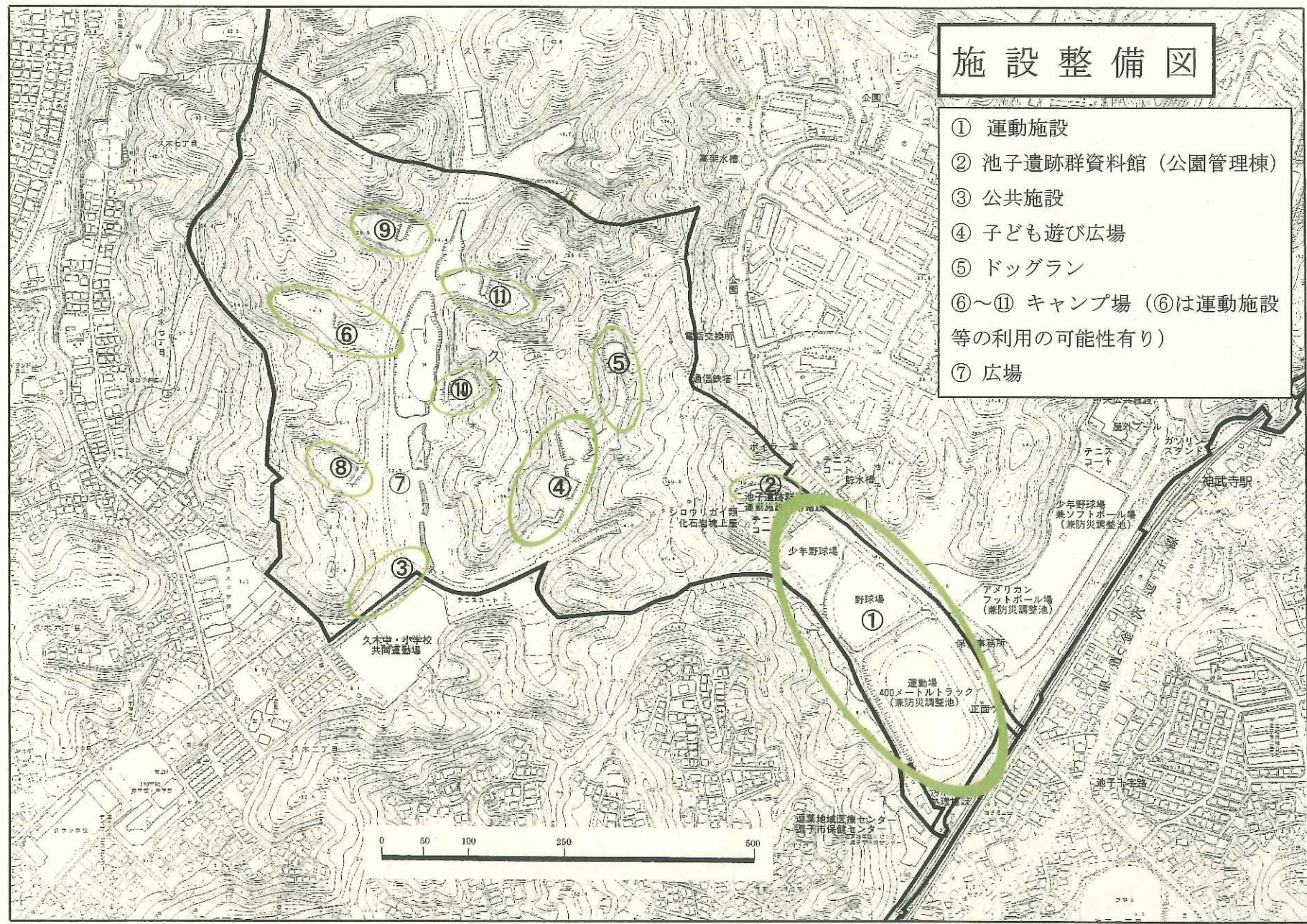
広場にある池は、旧日本海軍による接收以前は、溜池として利用していたと思われる。池から流れ出る小川と合わせて、芝生が広がる広場での良好な景観を構成している。広場に隣接していることから安全面での対策が必要と思われるが、景観を考慮し、極力現状のまま管理していくことが望まれる。

## (2) 施設整備図

10 ページに掲載

# 施設整備図

- ① 運動施設
- ② 池子遺跡群資料館（公園管理棟）
- ③ 公共施設
- ④ 子ども遊び広場
- ⑤ ドッグラン
- ⑥～⑪ キャンプ場（⑥は運動施設等の利用の可能性有り）
- ⑦ 広場



## 7 チーム構成員

経営企画部参事（基地対策課長事務取扱）	山田 享史	リーダー
緑政課長	森川 和義	サブリーダー
経営企画部次長（企画課長事務取扱）	菊池 利幸	
総務課長	福井 昌雄	
市民協働課長	福本 修司	
スポーツ課長	宮崎 豊	
児童青少年課長	山田 隆	
環境都市部次長（都市整備課長事務取扱）	齋藤 未夫	
教育部次長（社会教育課長事務取扱）	杉山 光世	



400メートルトラック兼防災調整池



野球場



テニスコート



池子遺跡群資料館



キャンプ場



久木地区 谷部の広場



久木地区谷部の池



久木地区谷部池の下流

## 資料1 会議概要

池子住宅地区及び海軍補助施設内の一部土地の共同使用にかかる

### 土地利用検討プロジェクトチーム第1回会議概要

日時 : 平成22年10月13日(水) 10時15分～11時30分

場所 : 庁議室

出席者 : 平野経営企画部長、山田経営企画部参事(リーダー)、森川緑政課長(サブリーダー)、菊池経営企画部次長、福井総務課長、福本市民協働課長、宮崎スポーツ課長、山田児童青少年課長、齋藤環境都市部次長、杉山教育部次長、芳垣秘書広報課長(オブザーバー)

事務局 : 小山、細野

#### <プロジェクトチームについて>

- ・市が維持管理することを前提として、土地利用計画を策定する。目標期限は12月中となっているが、状況によっては期限にとらわれず進めていくこともあり得る。
- ・極力現状を活かした整備としたい。

#### <共同使用について>

- ・正面ゲートを移設し、約40haと米軍住宅地との間にフェンスの設置を行い、チェックなしで市民が自由に出入りできる使用を考えている。
- ・米軍家族の使用もあるので、そうしたことも認識しておいていただきたい。

#### <約40haの現状について>

- ・西側運動施設、キャンプ場等の状況を説明。

#### <今後のスケジュールについて>

- ・会議は当面、2週間に1回程度とし、次回は約40ha内を視察する。
- ・他市の事例として、川崎市子ども夢パークを視察する。

#### <質疑内容>

- ・アクセス道路について、久木側の出入りを検討する必要がある。
- ・公園としての整備を考えるにあたり、どのような施設があればよいか様々な視点で検討し、整理していく。
- ・計画の策定にあたっては約40haのゾーニングを行い、それぞれに施設・利用方法を示していく。



池子住宅地区及び海軍補助施設内の一部土地の共同使用にかかる  
土地利用検討プロジェクトチーム 第2回活動記録

日時 : 平成 22 年 10 月 22 日 (金) 15 時 45 分～17 時  
場所 : 池子住宅地区及び海軍補助施設内 (40ha)  
出席者 : 森川緑政課長 (サブリーダー)、菊池経営企画部次長、福井総務課長、福本市民協働課長、  
宮崎スポーツ課長、山田児童青少年課長、齋藤環境都市部次長、杉山教育部次長  
事務局 : 小山

○40ha の土地の現状を確認するため、池子 OIC 事務所の案内で別紙地図をもとに現地視察を行った。  
400m トラック内を歩いて視察後、野球場、テニスコート、池子遺跡群資料館、池子公民館用地に  
ついては、車中から確認した。トンネル先の緑地、キャンプサイト、池、スクールバス駐車場、シ  
ューティング場は徒歩で視察し、利用の状況等、現状を確認した。

OIC 事務所の説明

- ・ 400m トラック (調整池) の芝生は米軍の福利厚生部 (MWR) が定期的なメンテナンスを行い、  
維持管理に努めているが、頻繁に手入れが必要である。
- ・ 野球場、少年野球場のマウンド等は米軍仕様となっている。
- ・ 池子遺跡群資料館の 1 階はスポーツジムとして使用している。
- ・ 緑地公園用地 (広域避難場所)、キャンプサイト (5ヶ所) の芝生は 400m トラック同様、米軍の  
福利厚生部 (MWR) が定期的にメンテナンスを行い、維持管理に努めている。
- ・ 米軍では緑地保全のための規定を設け、キャンプサイト等の利用者には規定を順守するよう指導し  
ている。

以上

池子住宅地区及び海軍補助施設内の一部土地の共同使用にかかる  
土地利用検討プロジェクトチーム 第3回活動記録

日時 : 平成22年10月27日(水) 10時30分～12時  
視察先 : 川崎市子ども夢パーク(所在地:川崎市高津区下作延長5-30-1)  
出席者 : 市長、山田経営企画部参事(リーダー)、森川緑政課長(サブリーダー)、  
菊池経営企画部次長、宮崎スポーツ課長、山田児童青少年課長、  
齋藤環境都市部次長、杉山教育部次長、緑政課香山係長  
事務局 : 小山

川崎市子ども夢パークの視察を行った。西野所長に施設概要の説明を受け、質疑応答を行い、その後、施設内を見学した。

○質疑内容

年間の利用者数は。

- ・昨年度の利用者数は約7万人。保育園や幼稚園の遠足等、団体の利用もあるが、週末は家族での利用が多い。
- ・「フリースペースえん」には、現在6歳～41歳までの85名が登録し、1日当たり30人程度が利用している。

職員の配置、勤務体制は。

- ・夢パークの職員9名、「フリースペースえん」のスタッフ6名のほか、ボランティアがシフト制で勤務している。昼間の時間帯は2、3名、利用者が増える夕方以降は4、5名のスタッフで対応している。
- ・利用者のいろいろなケースやニーズにあったサポートができるよう、随時、スタッフ研修を行っている。
- ・川崎市職員の研修の場ともなっている。

年間の運営費は。

- ・事業費は人件費、光熱費等の経費すべて含め、年間約6千万円。

利用者のケガ、事故の対応について

- ・自己責任で利用することに対する認識・理解が得られており、ケガや事故に関する利用者の苦情、トラブルはほとんどない。
- ・オープン以来、保険を適用したのは5、6件程度。

○施設概要（資料参照）

- ・ プレーパーク（タワー、滑車ロープ、ログハウス、ピザ窯、滑り台、井戸等）  
子どもたちが廃材や道工具を使って自由に遊具をつくり、自分たちの責任で水遊び、土遊び、焚き火等ができる。
- ・ サイクリングロード  
施設の全体を一周することができる。自転車、三輪車は貸出しをしている。
- ・ 交流スペース“ごろり”  
貸出図書もあり、思い思いに学習、読書等ができる。
- ・ 音楽スタジオ  
音響機材の取り扱いについて講習を受けた後、事前予約制で利用できる。
- ・ 全天候広場“たいよう”  
バスケットボール、バレーボール、ロッククライミング等、屋内の運動場として利用できる。スポーツ用具は貸出しをしている。
- ・ 屋根裏スペース  
楽器演奏、ダンスの練習等、多目的に使うことができる。
- ・ 「フリースペース えん」  
引きこもり、不登校児童等が安心して自由に過ごすことができる。子どもたちがやりたいと思うことを企画化し、活動を支援している。

以上

池子住宅地区及び海軍補助施設内の一部土地の共同使用にかかる  
土地利用検討プロジェクトチーム 第4回会議概要

日時 : 平成22年11月30日(火) 14時～15時  
場所 : 市庁舎4階 第二委員会室  
出席者 : 山田経営企画部参事(リーダー)、森川緑政課長(サブリーダー)、  
菊池経営企画部次長、福井総務課長、宮崎スポーツ課長、山田児童青少年課長、  
齋藤環境都市部次長、杉山教育部次長  
事務局 : 小山

○公園整備にあたって必要と思われる施設及び整備の考え方等について意見交換を行う。

#### 施設について

- ・池子公民館用地に、市内から出土した文化財の収蔵・展示ができる市の歴史博物館のような施設を設置する。施設には学習会等に利用できるセミナールームをおく。
- ・トンネル手前の部分は、池子遺跡群資料館・シロウリガイの展示とあわせて市の文化や歴史に触れ合うことができるエリアとする。
- ・池子遺跡群資料館の1階に、西側運動施設の管理事務所をおく。
- ・久木公民館用地に野外学習センターを設置し、トイレ、更衣室、シャワー等の設備をおく。
- ・野外学習センターでキャンプサイトの管理を行う。
- ・キャンプサイトは基本として、現状のまま利用する。
- ・5つのキャンプサイトのうちの1つは奥行があり、キャンプ以外の使用を考慮する。
- ・簡単なステージとその周りに観客が座れる芝生があるという程度の、ミニコンサート等ができるようなエリアをつくる。
- ・野外ステージのエリアを野外学習センターの近くにつくれば、そこから電気を引くことができる。
- ・シューティングゲーム場の奥をドッグランとする。
- ・スクールバス駐車場のすぐ北側の谷戸に、平地と斜面地を取り入れたエリアを区切り、プレイパークとする。
- ・既存の尾根伝いのハイキングコースをいかしながら、久木大池の方とつながるように整備し、またフェンスの内側にもフェンス沿いに歩けるコースを整備する。
- ・池は、周りに遊歩道を整備する程度で現状のまま利用する。危険なところは、部分的に最低限の安全対策をする。

#### インフラについて

- ・トンネル先は水道、電気、下水道のインフラがないため、施設を設置する場合は必要に応じて整備が必要。

- ・約 40ha の土地の北側に隣接している米軍の資材置き場と倉庫は、共同使用後も引き続き米軍が使用するため、車の出入りが可能な道路を残す必要がある。
- ・米軍車両の通行については今後、米軍と調整する必要がある。

#### その他

- ・利用者用のトイレがほとんどないので、特にトンネル先には整備する必要がある。
- ・400mトラックの前から池子遺跡群資料館の前までの区間に整備されている、約 100 台分の駐車場は、そのまま利用する。
- ・トンネル先のスクールバス駐車場も利用者用の駐車場とする。
- ・利用者の車の乗り入れは、トンネル先の駐車場までとする。

#### ○今後の進行について

- ・上記の意見をもとに地図に描き入れた素案を作成し、次回は素案をもとに再度、意見交換を行う。その後、基本構想案を作成していく。

以上

2012.12.12

池子住宅地区及び海軍補助施設内の一部土地の共同使用にかかる

土地利用検討プロジェクトチーム 第5回会議概要

- 日時 : 平成 22 年 12 月 15 日 (水) 14 時～15 時  
場所 : 市庁舎 5 階 第 5 会議室  
出席者 : 山田経営企画部参事 (リーダー)、森川緑政課長 (サブリーダー)、  
菊池経営企画部次長、福井総務課長、宮崎スポーツ課長、福本市民協働課長、  
山田児童青少年課長、杉山教育部次長、芳垣秘書広報課長 (オブザーバー)  
事務局 : 小山

○土地利用方針及び施設の配置等について、前回の会議内容を踏まえて作成した資料をもとに意見交換を行った。

土地利用方針について

現状の地形、立地に沿って運動施設、谷部、緑地の3つのゾーンに分ける。

- ・谷部の平坦地には施設等を設置し活用するゾーン
- ・既存の運動施設は引き続き、そのまま活用するゾーン
- ・樹林、緑地の部分は手を入れずに活用するゾーン

施設の配置等について

事務局作成の原案に沿って施設配置を説明した。

- ・施設は基本として既存の施設を活用する。
- ・「◎野外活動センター」は公共施設用地として位置付け、野外活動、生涯学習、自然体験、宿泊、久木地区のふれあい活動の拠点等、幅広いニーズにあわせて使用できるような複合施設を考えていく。
- ・用地については、施設の規模等を踏まえて検討する。
- ・施設の名称等は今後、検討していく。
- ・キャンプ場は、引き続きそのままの利用を考えていくが、奥行のある一箇所については、スポーツ施設等の用途についても検討していく。
- ・子ども遊び広場 (プレイパーク、冒険遊び場) には斜面部分を含めることから樹林の状況を確認する必要がある。

その他

- ・管理形態はプロジェクトチームで検討すべき課題ではないが、施設毎の維持、保全等、今後の検討課題である。

○今後の進行について

- ・上記の意見を踏まえ施設の配置図を修正、基本構想案 (報告書) の素案を作成し、内容について意見交換を行っていく。

以上

## 資料2 プロジェクトチームの設置及び運用に関する要領

### 池子住宅地区及び海軍補助施設内の一部土地の共同使用にかかる 土地利用検討プロジェクトチームの設置及び運用に関する要領

#### (名称)

- 1 池子住宅地区及び海軍補助施設内の一部土地の共同使用にかかる土地利用検討プロジェクトチーム

#### (設置の目的)

- 2 逗子市プロジェクトチームの設置等に関する規程(平成元年逗子市訓令第11号)第2条第1項の規定に基づき、池子住宅地区及び海軍補助施設内の一部土地の共同使用にかかる土地利用検討プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置し、池子住宅地区一部土地約40ヘクタールの共同使用にあたり、現状を極力活かした公園を基本にした土地利用計画を策定することを目的とする。

#### (所掌事務)

- 3 プロジェクトチームの所掌事務は、池子住宅地区一部土地約40ヘクタールにおける土地利用計画作成に関することとする。

#### (構成)

- 4 プロジェクトチームの構成員は、企画課長、基地対策課長、総務課長、市民協働課長、スポーツ課長、児童青少年課長、緑政課長、都市整備課長、社会教育課長とする。

#### (庶務を担当する課)

- 5 プロジェクトチームの庶務は、基地対策課において処理する。

#### (事務処理完了の目標期限)

- 6 プロジェクトチームの事務処理完了期限は、共同使用申請時とし、平成22年12月中を目標とする。

### 資料3 日米合同委員会合意概要

#### 日米合同委員会合意

日米合同委員会は、日米安全保障条約第6条に規定されている日米地位協定に基づき設置されており、日米地位協定第25条には、合同委員会は合衆国が安全保障条約の目的の遂行に当たって使用する施設及び区域を決定する機関と位置付けられることが記載され、在日米軍施設の設置や管理、施設の廃止、提供地の返還や共同使用などについて協議を行うこととされている。共同使用については、地位協定の第2条第4項aに規定されているもので、米軍が提供地を一時的に使用しない場合は、日米の合意により日本国及び日本国民が使用できることが述べられている。地方自治体が共同使用により、提供地の一部を使用する場合には、使用目的、使用計画などを添付した申請を防衛省に提出し、財務省等の関係機関との調整の上、米側の意向を踏まえ日米合同委員会での合意が必要となる。日米合同委員会においては、その下部機関である施設調整部会をはじめとした機関での協議が行われ、最終的に日米合同委員会において下部機関の合意内容を承認（合意）することで決定される。調整部会では、共同使用の可否とともに、使用に際しての米側の要件等が示されるなど具体的な使用形態などについても決められることになる。

池子住宅地区の一部土地約40ヘクタールの共同使用については、現在、共同使用についての合意はされているが、使用の形態等の詳細については、今後、日米間で協議を行うこととなっており、本プロジェクトチームが作成した土地利用計画等を防衛省に提出し、共同使用の具体化を進めるものである。

#### (1) 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第4回施設調整部会概要

年月日 2010年（平成22年）7月21日（水）

場所 在日米海軍司令部（横須賀）

出席者 日本側：防衛省 地方協力局地方調整課長、提供施設課長、  
外務省 北米局地位協定室 他

米側：在日米軍司令部 第4部長

在日米海軍司令部 施設技術部長 他

#### 会議概要（池子関連）

第3回会合において日米間の認識が一致した概要を確認した上で、日本側から、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設（トンネルの整備を含む）の促進を図るために必要と思われる以下の内容について、米側に対し要請を行った。

①平成16年10月の日米合同委員会合意から5年以上経過していることを踏まえ、現時点における横須賀地区の家族住宅の不足数の検証及び「池子住宅地区及び海軍補助施設」における住宅建設戸数の再検討。

②「池子住宅地区及び海軍補助施設」の一部土地（当該施設西側の運動施設地区及びキャ



ンプ場地区)の返還に係る日米間での協議の開始。

これを受け、日米双方で議論した結果、日本側からの要請については、各々、今後鋭意検討・協議していくことで日米間の認識が一致したところである。

(2) 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第5回施設調整部会概要

年月日 2010年(平成22年)8月26日(木)

場所 ニューサンノー(米軍センター)

出席者 日本側:防衛省 地方協力局地方調整課長

外務省 北米局地位協定室首席事務官 他

米側:在日米軍司令部 第42課長

在日米海軍司令部 施設技術部長 他

会議概要(池子返還関連)

「池子住宅地区及び海軍補助施設」の一部土地(当該施設西側の運動施設地区及びキャンプ場地区)の返還については、引き続き、日米間で協議することとし、返還が実現するよう努力する。

一方、当該土地の返還には相当の期間を要することから、返還までの間、今後、米側から提示される共同使用(地位協定2-4-aが適用される施設・区域)にあたっての要件及び時期について日米間で協議の上、合意され、それらが満足された場合には、当該土地を逗子市と共同使用とすることとする。

今後は、今回の協議内容について、関係自治体に説明した上で、日米合同委員会の承認を得るため、同委員会に報告することとし、日米合同委員会の承認が得られた後には、施設調整部会等の場で、所要の協議・調整が進められることとなる。

(3) 日米合同委員会合意事案概要

件名 施設調整部会での神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する提案について

承認年月日 2010年(平成22年)9月30日(木)

合意対象所在地 神奈川県横浜市、逗子市

事案内容

本件は、本年8月26日に開催された神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第5回施設調整部会において行われた協議内容について、日米合同委員会の承認を得たものである。

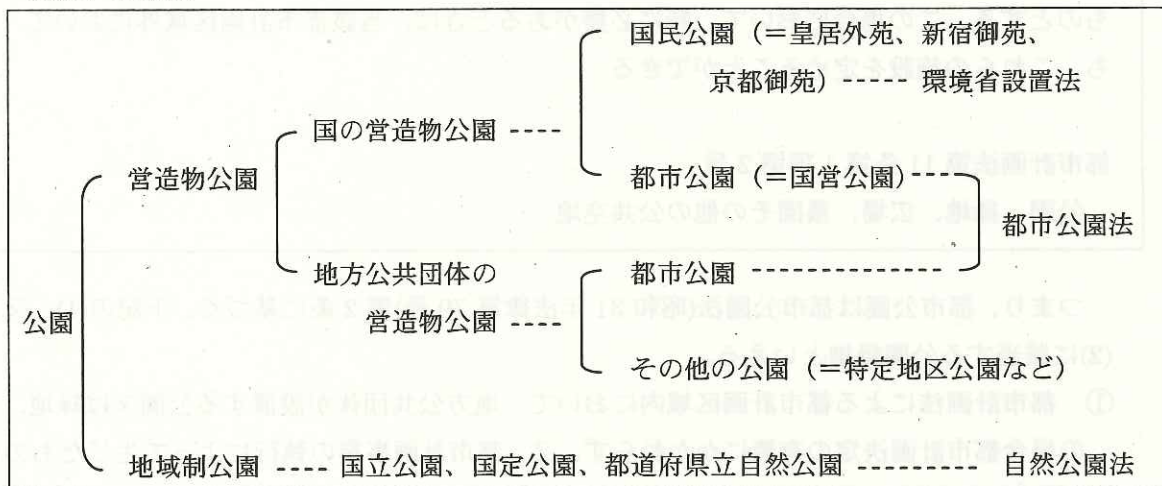
#### 資料4 公園整備の種類・補助対象施設（国土交通省関係）

（「公園緑地マニュアル」社団法人日本公園緑地協会）抜粋

#### 土地公園の種類、配置基準

一般に「公園」と呼ばれるものは、営造物公園と地域制公園とに大別される。営造物公園は都市公園法に基づく都市公園に代表される。営造物公園は国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権原を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し一般に公開する営造物である。地域制公園は自然公園法に基づく自然公園に代表される。国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権原に関係なく、その区域を公園として指定し土地利用の制限・一定行為の禁止又は制限等によって自然景観を保全することを主な目的とする。

#### 「公園」の分類



#### 1 都市公園の定義

都市公園は都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項で次のように定義されている。

#### 都市公園法第2条第1項

この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

- 1 都市計画法〔都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ〕である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第2項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

## 2 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

- イ 1の都道府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く）
- ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

### 都市計画法第4条第6項

この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第11条第1項各号に掲げる施設をいう。

### 都市計画法第11条第1項

都市計画には、当該都市計画区域における次の各号に掲げる施設に必要なものを定めるものとする。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

### 都市計画法第11条第1項第2号

公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地

つまり、都市公園は都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条に基づく、下記の(1)、又は(2)に該当する公園緑地といえる。

- ① 都市計画法による都市計画区域内において、地方公共団体が設置する公園又は緑地、この場合都市計画決定の有無にかかわらず、又、都市計画事業の執行によって生じたものに限らない。
- ② 都市計画施設である公園又は緑地で、国又は地方公共団体が設置するもの、この場合都市計画区域の内外を問わない。

なお、都市公園は都市公園を管理することとなる者（国、地方公共団体）が供用を開始するに当たり政令で定める事項を公告することにより設置されるものである（都市公園法第2条の2）。

## 2 都市公園の分類

都市公園は行政的に機能、目的、利用対象、誘致圏域等によって次表のように(1)基幹公園、(2)都市林、(3)広場公園、(4)特殊公園、(5)大規模公園、(6)緩衝緑地、(7)都市緑地、(8)緑道の八つに大別されている。

都市公園等の種類

種 類		種別	内 容
基 公	幹 園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1地区当たり1箇所面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上とする。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
都 市 林			主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然環境を形成することを目的として配置する。
広 場 公 園			主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。
特 殊 公 園			風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則し配置する。
大規模公園	広 域 公 園		主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市		大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
国 営 公 園			主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置、国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。
緩 衝 緑 地			大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都 市 緑 地			主として都市の自然環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む。)
緑 道			災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

## 資料5 川崎市子ども夢パーク概要

### 川崎市子ども夢パークの施設・運営について

1. 川崎市子ども夢パークは、「川崎市子どもの権利に関する条例」を実現する施設。  
権利主体としての「子どもの最善の利益」をすべての子どもが享受できることをめざす。  
【子どもの、人間としての大切な権利】
  - 安心して生きる権利
  - ありのままの自分である権利
  - 自分を守り、守られる権利
  - 自分を豊かにし、力づけられる権利
  - 自分で決める権利
  - 参加する権利
  - 個別の必要に応じて支援を受ける権利
  
2. 「川崎市子どもの権利に関する条例」の制定（2000年12月）・施行（2001年4月）  
〈子ども権利条例検討連絡会議・「子ども権利条例調査研究委員会」が、市民・子どもたちとの意見交換を行って策定した。〉  
【子ども夢パークの条文上の根拠規定】  
(子どもの居場所)  
第27条 子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所（以下「居場所」という。）が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。  
2 市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。  
(参加活動の拠点づくり)  
第31条 市は、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援するため、子どもが子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点づくりに努めるものとする。  
(市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見)  
第34条 市は、子どもの利用を目的とした市の施設の設置及び運営に関し、子どもの参加の方法等について配慮し、子どもの意見を聴くよう努めるものとする。
  
3. 「川崎市子ども夢パーク条例」の制定（2003年3月）  
〈「夢パーク運営準備会」の子どもと大人が、討議を数多く重ね、理念や運営などについての基本理念をまとめた。〉  
【基本理念】子どもの自由な発想で、遊び、学び、つくり続ける施設（場所）
  - ① 「川崎市子どもの権利に関する条例」を実現する場所
  - ② 使いながらつくり続けていく場所
  - ③ 子どもの自由な遊び、活動がどんどんふくらむ場所
  - ④ 子どもの自由な居場所
  - ⑤ 学校以外での育ち、学ぶ場所
  - ⑥ 川崎市の子どものネットワークの拠点となる場所
  - ⑦ 子どもたちが自分たちで動かしていく場所

#### 4. 川崎市子ども夢パークの施設・運営の概要

子ども夢パークは、2003年7月にオープン。その後2006年4月1日から指定管理者制度が導入され、「川崎市子ども夢パーク共同運営事業体」(財団法人川崎市生涯学習財団と特定非営利活動法人フリースペースたまりば)が受託(5年間)し、管理・運営を行っている。

- ・所在地は、川崎市高津区下作延5-30-1
- ・開所時間は、午前9時から午後9時まで。
- ・休所日は、施設点検日の第3火曜日および年末年始。
- ・敷地面積は、9,871.76㎡。建物面積は、1,827.57㎡。

##### (1) 施設の特徴

・当施設は、「遊ぶ」→「考える」→「つくる」→「遊ぶ」の循環システム型で整備していく施設である。子どもたちが安全に使用できる基本的なものだけが整備されており、その後、子どもたちが施設を使いながら自分たちで創っていくことができる。このため、「スケルトン建築様式」の採用で、将来的に子どもたちが自分たちで増築・改装する等の多様性や可変性も確保している。

##### (2) 運営方針

###### ① 子ども主体の運営をめざす(子ども自身による自主的な運営)

「川崎市子ども夢パーク条例」第4条…前条各号に掲げる事業の推進に当たっては、子どもの意見を尊重するとともに、その参画を図るように努めなければならない。

◆多くの子どもの声や意見を反映する活動

例：横丁会議/こどもゆめ横丁

スタジオプロジェクト/KUJI ROCK(クジロック)他

###### ② 子どもたちが「自分の責任で自由に活動できる」運営をめざす

###### ③ いろいろな人の輪を広げて、活動の可能性を広げていく

###### ④ みんなで工夫し、変えていけるやわらかい運営をめざす

##### ○子ども夢パーク運営協議会

川崎市子ども夢パークの運営に資するため、子どもをはじめとする青少年活動を促進することを目標とし、夢パークの運営に係わる諸課題等について協議するとともに、夢パークの事業運営に提言・参画することを目的に設置。

メンバーは、青少年関係団体及び市民利用・ボランティア団体の代表者、地域団体の代表者、市内学校関係者、学識経験者、公募市民により構成。

##### ○子ども夢パーク支援委員会…「子ども夢パーク運営準備会」の公募市民を中心に構成。

「つくりつづける会」(利用者懇談会)の事務局担当および「親子でもっとあそぼう会」などを定期的に開催している。

##### (3) 子ども夢パークの特色(子どもの権利を全面的に保障し、確保するために)

###### ① 自分の責任で自由に遊び、ありのままの自分でいられるところ

② 屋外には、たき火や水遊びなどのできるプレーパーク(冒険遊び場)や広場、サイクリングロードなどがある。

③ 屋内には、照明付きの全天候広場、バンド等の練習ができるスタジオ、ゆっくりと過

ごす事ができる交流スペースなどがある。

- ④ 生涯学習の視点に基づき、「フリースペースえん」を中心にした、学校外の実様な育ちと学びを保障している。
- ⑤ 子ども参加の拠点として、「川崎市子ども会議事務局」があり、日常的に活動を行っている。

#### (4) 夢パークの職員体制

現在、9名のスタッフ（財団法人川崎市生涯学習財団の非常勤嘱託職員）体制。勤務は、週4日（月約17日間）、早番（準早番含む）と遅番の2シフト。アルバイトやボランティアが、開所をサポートしている。

#### 5. 「フリースペースえん」運営

「平成13年度不登校児童生徒に関する民間活動と川崎市教育委員会の協力のあり方調査研究」、「不登校児童生徒に関する協議会」の報告及び協議に基づき、川崎市は夢パーク内に不登校児童生徒の居場所を開設。「フリースペースえん」の運営は、「特定非営利活動法人フリースペースたまりば」が行なっている。

##### 【運営方針】

- (1) 子ども・若者たちが安心して過ごせる居場所運営
- (2) さまざまな子どもの学び・育ちを支援する柔軟な対応
  - 1. 個別の対応が継続的に可能な職員体制
  - 2. 異年齢集団で育ち合う関係性を重視した運営
  - 3. 子どもの年齢に合わせた時間的柔軟性
  - 4. いつでもどこでも誰でも学べる生涯学習の視点
  - 5. 多様な学び・生き方を支援するための様々な講座の開設
- (3) 保護者等の支援
  - 1. 電話・面接相談に対応
  - 2. 保護者と語り合う会の開催
- (4) 川崎市子どもの権利に関する条例を基本とした運営
- (5) 関係する機関との連携～個々の子どもの最善の利益の保障～
- (6) 開設時間 月曜日～金曜日 10:30～18:00（火曜日は14:00まで）
- (7) 職員体制 「フリースペースえん」（不登校児童・生徒等の居場所）には、スタッフ6名、アルバイト5名（特定非営利活動法人フリースペースたまりば職員）及びボランティアがいる。

・子ども夢パークの部屋、エリアの呼び名は、次のとおりです。

